

令和5年第3回鬼北町議会定例会

令和5年9月21日（木曜日）

○議事日程

令和5年9月21日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第62号 令和4年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第4 議案第63号 令和4年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第64号 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第65号 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第7 議案第66号 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 議案第67号 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 議案第68号 令和4年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第69号 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 令和4年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第12 議案第71号 令和4年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 6 2 号 令和 4 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 6 3 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 6 4 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 令和 4 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 1 3 議員の派遣について
- 日程第 1 4 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 5 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 6 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 坂 本 一 仁 | 2 番 兵 頭 稔 |
| 3 番 高 橋 聖 子 | 4 番 中 山 定 則 |
| 5 番 山 本 博 士 | 6 番 赤 松 俊 二 |

7番 松下純次
9番 福原良夫
11番 末廣啓

8番 芝 照雄
10番 松浦 司
12番 程内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書 記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副 町 長 井上建司
企画振興課長補佐 中川博之	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 芝 達雄	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 那須周造	環境保全課長 森 明
農林課長 奥藤幸利	森林対策室長 東 英範
建設課長 上田 司	水道課長 上田 司
日吉支所長 山本雄大	会計管理者 古谷忠志
教育 長 行定洋嗣	教育課長 谷口浩司
農業委員会会長 谷口雄記	農業委員会事務局長 奥藤幸利
代表監査委員 田中清志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、高橋聖子議員、4番、中山定則議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第62号、令和4年度鬼北町一般会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

決算書附属書類の中で、町債の分をちょっとお聞きしたいんですが、3年度末と比較して21億1,600万円プラスとなっています。1年に償還する金額は、大体9億3,000万程度なので、このまま行きますとかなり金額は多くなっているように

思います。

それと、今年度、町債を見ますと23億2,400万、これも返す予定が9億8,400万しかありませんので、また13億4,000万ぐらい町債が増えると思います
が、その辺をどう考えるか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほうから、前の議会でも答弁をさせていただきましたけども、1つの家でも家を建て替えるときとか、倉庫をやり替えるときとかというようなものについては、一時的にはやはり借入金が増えるというのはあろうかと思えます。

鬼北町においても一番の大きい建物の1つであります中学校の改築、あるいは保育所の改築という分について、現在それをしているわけですから、その分については、御理解をいただかねばならないと私は思っておりますけども、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○2番（兵頭 稔君）

それはよう分かるんですが、2年から比べてますと、平成2年は382億7,000万ですか、それと比べて、4年度は100億と、多分5年度は113億ぐらいになるんじゃないかなと思うんです。金利の支払いを見てもみますと、1,680万ぐらいの金利を去年払っていると思うんですが、これ金利については何%ぐらいの金利で支払っているか教えていただきたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

金利につきまして、1件1件の金利についてちょっと今手元に資料を持っていないんですが、財政資金、国のほうの財務省から借りる分については、もう決まった金利となりまして、民間から借りる金利につきましては、それぞれ見積りを取って金利の一番安い金融機関から借りることとしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

大丈夫です。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

ほか、質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

鬼北町歳入歳出決算書の22ページ、13款、1項、1目、4節の収入未済額10万9,354円。それと、収入未済額について、50ページ、中ほどで18款、2項、8目、1節、森林環境、この分の収入未済額580万。それと、54ページ、20款、5項、1目、8節の収入未済額6,910万7,000円。以上、収入未済額になった理由について説明をお願いします。

それと、続いて、歳出のほうで、歳出については、不用額について質問します。

それで多いんですけど、76ページ、2款、1項、6目、7節の報償金119万400円の不用額。それと、78ページ、2款、1項、6目、18節の1,067万4,711円の不用額と、これについては、備考の2つ目にある県市町DX推進会議共同事業負担金として307万4,172円が支出されていますが、この負担金の内容、共同事業、共同で県市町が事業をしたのか、この負担金の307万4,172円の内容も含めてお願いをします。

それと98ページ、2款、4項、3目、12節、委託料、不用額が181万2,800円。同じページで4目の12節の委託料、不用額が170万2,800円。次のページ、100ページで2款、4項、5目、12節、委託料の不用額152万9,000円。この委託料それぞれ100万を超える不用額が残っているんですが、説明をお願いします。

それと、104ページ、3款、1項、1目、18節の不用額が2,291万8,150円、これについて住民税非課税世帯等臨時特別給付金の関係だろうかと思うんですが、かなりの額の不用額になっております。続いて、114ページ、3款、2項、1目、18節、不用額が246万5,000円。続いて、116ページ、3款、2項、2目、12節、委託料の不用額が1,158万1,067円。

以上、歳出の不用額について説明をお願いします。

それと、資料の376ページ、財産の物品の異動が出ているんですが、その中で、376ページ、防犯カメラシステム、2つ増。卓上小型券売機1つ増。それと最後の物置2つ増。この保管場所というか、設置場所について説明をお願いします。

それと、監査委員のほうから提出がある鬼北町歳入歳出決算審査意見書。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問が多岐にわたり、今11件か12件ぐらいありますので、取りあえずここで答弁を求めてから、その後に再質問していただいてもよろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。それじゃ、まだあと2つある。

○議長（程内 覺君）

取りあえず今質問された事項について答弁をいただいて、その後、また質問をしてください。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

答弁。

○町長（兵頭誠亀君）

22ページの賑わい創出の分が企画振興課、中川課長補佐、それから、50ページの18款、2項、8目、森林環境譲与税の取り崩しに係る分を東室長、それから、54ページ、情報通信機器基盤整備の部分については芝危機管理課長。

次、歳出にわたりまして、2款、1項、6目の分の不用額の部分について、中川企画振興課長補佐、次のページのDXの部分を含めまして中川企画振興課長補佐、3款、1項部分につきましては善家町民課長が、前後しますけども、2款、4項の選挙関係につきましては、水野総務財政課長が、附属資料の部分につきましては、古谷会計管理者がそれぞれ答弁をいたします。

○企画振興課長補佐（中川博之君）

それでは、まず、はじめの質問の13款、1項、1目、4節の近永駅賑わい創出事業費の使用料の収入未済額について御説明申し上げます。

10万9,354円の未収金が上がっておりますが、これにつきましては、サテライトオフィスの未収金でございます。昨年の12月から入居していた企業があるわけなんですけど、残念ながら滞納を生じてしまったという状況であります。未収金では上がっておりますが、その後、徴収に努めまして、現在のところは、これから4万円の入金がございます、6万9,354円の過年度分の未収額となっております。

今後につきましても、未収金がないように徴収のほうを努めてまいりたいと思っております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

それでは、ただいまの質問、50ページになります。18款、2項、8目、森林環境譲与税の収入未済額についてであります。580万につきましては、北宇和高校教育寮の事業繰越になっておりますので、そちらに充てる部分が収入未済額となっているというところであります。

以上です。

○危機管理課長（芝 達雄君）

私のほうからは、54ページの20款、5項、1目、8節の情報通信基盤整備事業負担金の収入未済額6,910万7,000円について御説明をいたします。

その前に、決算書の86ページをお開きください。

こちらの2款、1項、13目の事業費が、翌年度繰越としてそれぞれ委託料、それから工事請負費を計上しております。これについては、3年度、4年度のG E - P O N、いわゆる光通信系の機器の更新工事に係る事業費を繰り越したことにより、松野町負担分が繰越しとなったため、不用額が生じたものです。

以上です。

○企画振興課長補佐（中川博之君）

続きまして、決算書76ページの2款、1項、6目、7節の報償費の不用額について御説明申し上げます。

これにつきましては、主なものとしましては、ふるさと納税事業費の商品となっております。ふるさと納税の返戻品に係る費用が見込みより少なくなったために不用額が生じたということでございます。

続きまして、78ページの県市町DX推進会議共同事業負担金についてなんですが、これにつきましては、国の地方創生交付金を活用しまして、国県町の連携事業としてDXの推進を行っております。

内容としましては、IT人材の育成であるとか、講習会、そういった費用になっております。実施主体は、県となっております。それに対して各県内の市町が負担金をお支払いするというので、この307万4,172円については、県から鬼北町への請求額ということになっております。

この負担金の不用額1,067万4,711円につきましては、主なものとしましては、空き家活用移住支援事業費補助金、これが166万1,000円の不用額が出ております。

それと、定住促進空き家リフォーム等補助金、これにつきましても、見込みより件

数が少なかったということで、211万3,000円の不用額が出ております。

それと、プレミアム商品券につきましては、これについても不用額が出ておりまして、この分が452万4,000円の不用額ということになっております。不用額の主な内容については、以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

2款、4項、3目、それから2款、4項、4目及び2款、4項、5目、選挙関係の委託料の不用額について御説明をいたします。

ポスター掲示板につきまして、当初掲示板の作製だけではなく、設置、管理、廃棄等を合わせて委託を計画しておりましたが、執行経費基準額を超過することが判明したために、従来どおり、掲示板の作製のみの委託としたために不要となったものでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、3款、1項、1目、18節、こちらの不用額について御説明をいたします。

こちらの分につきましては、非課税世帯に給付しておりました住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらの算定の中で課税者の扶養世帯である数ですとか、転入者の世帯など、対象世帯であるか未確定の世帯を過大に給付金を見積もっていたことによる不用額及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の家計急変世帯、そういった世帯を一定数見込んでおりましたが、申請がなかったことによる不用額でございます。

続きまして、3款、2項、1目、18節、こちらの不用額につきましては、近永地区を除く子育て地域に対して企画振興課の対象事業となります空き家活用移住支援事業費補助金、それから定住促進空き家リフォーム等補助金、そちらの事業に対しまして、近永地区を除く子育て世帯に対する申請が、該当がありませんでしたので、そちらの予算化しておりました100万円ずつの2件分、200万円が主な不用額となった理由でございます。

続きまして、3款、2項、2目、12節、こちらの不用額につきましては、まず、旧小松保育所の整備計画を見直しすることに伴いまして、令和4年度に設計業務を中止したことによる不用額、及びこちらは統合保育所、きほくの里保育園のボックスカルバート工事が必要ということでありまして、延長が301メートルの設計としてボックスカルバートを埋めるという計画としておりましたが、最終的には保育所部分から川までの排水までのボックスカルバート、延長が133メートルになったことによ

る不用額、及び調理業務の委託、こちらはコロナ感染症等により保育所での調理業務が困難となった場合に外部に委託するため、計上していたものですが、こちらが不要となったため、それらの合計でございます。

以上です。

○会計管理者（古谷忠志君）

私のほうからは、備品の関係の御説明をしたいと思います。

376ページ、防犯カメラシステムにつきましては、農林課関係の供用場所が三角ぼうし、それからもう1台が、町民生活課関係で、きほくの里保育園にある分でございます。

卓上小型券売機、鬼王丸特殊スーツ物置につきましては、企画振興課の関係で卓上券売機につきましては、高月温泉、物置につきましては、でちこんか倉庫でありますけれども、下の三つの備品につきましては、大変申し訳ないんですけども、今まで計上されていなかったということで、今年度新たに付け加えさせていただいたという形になっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、今質問された件については、それぞれ答弁をいただいたと思いますが、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

50ページの森林環境譲与税というか、森林環境譲与税基金繰入金の580万の収入未済額、これ970万調定額があって、収入未済額390万で基金とりくずし、そして残ったのは、収入未済額580万ということなんですけど、このお金は入って、繰り越しているんですよね。その辺ちょっと説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

東室長が申しあげましたように、北宇和高校の寮の建設を繰り越しておりますので、その財源として繰り越しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

全体にわたって10件ほど不用額について、3月まで持つておかなければならないものについては、あれなんですけど、3月補正等で整理ができなかったのか、その辺ど

うなのかについて、全体にわたって不用額について説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のとおり、極力3月補正で整理ということが大前提ではありますけども、政策的な予算として2月、3月に申請があるかもしれないというようなものについては、どうしても町民の方々のサービス提供として最後まで持つておきましょうというふうなところは、査定でも話し合ったところがございます。それ以外の部分については、御指摘のとおりでありまして、以後も十分気をつけてまいりたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

長くなって申し訳ないんですが、次に、監査委員のほうから提出のあった決算審査意見書の7ページ、第8表、町営住宅使用料の収納状況のところ、令和4年度の収入未済額が379万1,810円で、対前年度比が4.44%の増になっていますが、これ件数なんですが、現年分と過年度分の件数、それと、滞納整理の状況について説明をお願いします。

それと、8ページ、第10表の時間外勤務手当の状況なんですが、令和4年度については、コロナ禍であったわけなんですが、コロナ禍であったために、逆に事務量が増えて残業が必要になったのか、残業が増えた要因について説明をお願いしたいのと、134人、正職員についてですよね、これ。134人といったら残業ゼロということはないにしても、恒常的な残業をしている職員で、例えば月50時間とかそういう職員はいるのかどうか。

それと、時間外勤務時間の減少に向けての現在取り組んでいる取組について、ノー残業デーとか、あるいは課を超えての協力体制とかそういう部分ができているのか、以上質問いたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの7ページの部分、住宅の使用料の部分については建設課長が、それから時間外勤務手当、職員の状況につきましては総務財政課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

休憩を求めます。

○議長（程内 覺君）

ここで、しばらく休憩します。

再開を9時45分とします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時45分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの中山議員の御質問でございますが、町営住宅の使用料につきまして答弁させていただきます。

過年度分滞納額につきましては、262万8,810円、252件、12人分となっております。また、現年度滞納分につきましては、116万3,000円、82件、15人分となっております。

滞納整理の現状につきましては、基本的に電話連絡、そして文書の送付、また戸別訪問により徴収を続けておりますが、去年度におきましては、職員、担当係長において関西方面に滞納整理に出向いております。なかなか住宅を出られた方等の徴収には、徴収金額が減っておりませんが、現在住まわれておる方には、引き続き電話連絡、戸別訪問によって徴収を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、8ページの時間外の関係の御質問についてお答えいたします。

時間外勤務の時間数が増えておるがというお話であったんですが、4年分につきましては、県知事選挙、それから参議院選挙、それから年度またぎになりましたが、県議会議員選挙の選挙がありましたために時間外が増えております。また、コロナ交付金の関係で各種事業を増やしましたので、各課ともに増えておると、ペットフード関係で森林対策室辺りも増えております。また、マイナンバー関係の事務でも増加をしておるところでございます。

それから、50時間、60時間と多い人もあるのかという話でしたが、選挙担当者

とかであれば、時期的にそれを超えているような担当者はおるところであります。

それから、時間外の減少、削減についてでありますけれども、現在水曜日と金曜日をノー残業デーとしております。

議員御指摘の課をまたいだりとかいうことについては、現在のところ、まだ実施をしておりませんので、今後検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

町営住宅の使用料の件なんです、過年度分の関係が12人、現年度分は15人ということなんです、出られた方については、関西方面まで出向いたということなんです、年々これ増えている状況なんです、それについては、新たな方が滞納になったのか、その辺について、令和2年度からの状況がここに出ているんですが、増えている状況について、増えた件について再度質問いたします。

それと、時間外のところで、ちょっと答弁の分からなかったところがあるんですが、恒常的な残業、選挙の関係で臨時にというのは分かるんですが、恒常的に残業している50時間、60時間という職員は何名かいるのかどうかについて、これについて再度質問いたします。

それと、前のことになって申し訳ないんですが、不用額の説明をお願いしたところの78ページの县市町DX推進会議共同事業負担金、これ鬼北町において307万円ほどあるわけなんです、20市町合わすと、いろいろ6,000万円とかそれ以上の金額がこの推進会議のほうにお金が入るわけなんです、それで推進会議でどういう事業、先ほどあったのですが、IT人材の講習会、それだけで何千万も使うことは多分ないと思うんですが、どういう事業を展開されているのか。そして、鬼北町として負担金を払っているわけなんです、払った以上の利点があるというか、どんなものなのか、効果が出ているのかについて、鬼北町としてどう判断されているのかについて再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長、それから総務財政課長、それから企画振興課長補佐がそれぞれ答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、令和2年度から年度ごとに現年度分が滞納が増

えております。先ほどの議員の御質問にもございましたが、原因といたしましては、2年度から、過年度からの固定された利用者プラス新たな滞納者、使用料をお支払いできなくなった御家庭が若干増えていると思われまます。

以上です。

○総務財政課長（水野博光君）

恒常的に時間外をしている職員はいるのかという御質問だったかと思うんですが、事業の進捗によりまして、入札であるとか、契約が整うまでの間、残業が続くと、3か月、4か月続いておる職員はおりますが、年がら年中通してという職員はいないというふうに把握をしております。

○企画振興課長補佐（中川博之君）

それでは、78ページの区市町DX推進会議共同事業負担金の主要な事業について説明を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、県のほうでは、愛媛県市町DX推進会議を設置し、事業計画を定めております。主な事業としましては、具体的事業としまして、3つ掲げておりまして、1つ目が、区市町DX推進体制構築等支援事業というのがあります。これは区市町のDX推進統括責任者の設置であるとか、あと市町幹部職員、DX推進担当職員向けの研修会を実施しております。あとチーム愛媛のDXに関する総合支援ということで、相談窓口を設置されております。

2つ目に、高度デジタル人材シェアリング事業というのがございまして、これにつきましては、市町DXコーディネーターの配置、また市町DXサポートセンターの運営等を行っております。

次に、3つ目としまして、デジタルデマンド対策事業ということで、フォローアップ型スマホ教室の開催、デジタル活用サポートセンターの設置・運営、あと地域コミュニティのデジタル化の支援ということを実施しております。

特に、本庁のほうでは、フォローアップ型スマホ教室の開催ということで、昨年度近永、好藤のほうでスマホ教室を実施しております。

大変事業費の大きい事業ではございますが、愛媛県としましても、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の実現を目指して取り組まれております。当町にとりましても、やはりまだまだDXの推進ということは、職員、住民もまだ意識が低いわけなんですけど、今後この事業を継続しまして、意識の啓発を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、令和4年度鬼北町一般会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第63号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第64号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第64号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第65号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第65号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第66号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第66号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

日程第 8、議案第 67 号、令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第 67 号、令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号は原案のとおり認定されました。

日程第 9、議案第 68 号、令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第 68 号、令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定についてを

採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第69号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第69号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第70号、令和4年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○2番(兵頭 稔君)

6ページの鬼北町水道事業損益計算書の中で、前年度繰越剰余金1億1,348万円何がしかになっていますが、これのちょっと計算方を教えていただけたらと思いま

す。

それと、処分済利益剰余金9,236万2,000円の分なんですけど、この処分利益剰余金というのは、私、考え方をちょっと言いますけど、株式会社で言うと、このお金に対しては、株主に配当金として払うお金じゃないかなと思いますので、10ページの水道事業剰余金処分計算書（案）の中で、自己資本金へ組み入れとなっていますが、これは利益積立金の積立てに充てるわけにはいかないのか教えていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの兵頭議員の御質問でございますが、繰越利益剰余金につきましては、先ほど質問にもありましたように、剰余金利益計算書等で計算した後の処分した額が、3年度分の額となりまして、3年度分が前年度の繰越利益剰余金ということで、4年度のほうに計上をされております。

続きまして、処分済利益剰余金の9,236万2,968円につきましては、10ページの未処分利益剰余金、自己資本への組み入れということで、これにつきましては、減債積立てからの補填財源2,000万円、建設改良積立金からの補填財源6,000万円、なおかつ利益剰余金、それでも足りませんので、残りの額につきまして利益剰余金のほうから補填いたしました額が、合計で9,236万2,968円となっております。これはあくまでも公営企業会計の会計に基づいて処理をしておりますので、議員申されたように、株式会社を例えて考えられますとつじつまが合いませんので、その辺は御了解いただけたらと思います。

○2番（兵頭 稔君）

その案でいきますと、自己資本で組み入れていることになってはいますが、この前の監査の結果で見ますと、自己資本比率というのは64.26%になっとるんですね。流動比率が百四十何%かな、となつて、今年度は前受金があるので、流動比率が140%ぐらいになっとるんですけど、来年度はあるかどうか分からないので、この処分済利益剰余金9,000万を積立金に充てて、それを流動資産として置くことはできないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの兵頭議員の御質問でございますが、そういう会計はできません。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

何でできないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

先ほど申し上げましたように、水道事業会計は、公営企業法に基づきます公営企業会計に準じて処理を行っております。この処理につきましては、担当職員、私も含めまして、この水道の事業のシステムを管理しておりますぎょうせいさんのほうとも連携して決算書等を作っております。

議員の申されました、自己資本金をどうのこうのというお話がございましたが、残念ながら、今の公営企業会計では、そういう処理はできませんので御理解いただけたいと思います。

○議長（程内 覺君）

どうぞ。

○2番（兵頭 稔君）

別の件でいいですか。

○議長（程内 覺君）

はい。

○2番（兵頭 稔君）

20ページ、企業債の明細なんですけど、1億6,000万ぐらいだと思ってるんですが、4年度に借りたお金が。広見から始まって西野々までの分です。4年度の会計予算でいきますと、最終的に3億3,350万円の企業債を借りますというふうに補正予算で出されとるんですが、その差はどういうふうに見たらよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

申し訳ございません。もう一度、御質問を繰り返していただけませんでしょうか、申し訳ございません。

○2番（兵頭 稔君）

20ページの企業債の明細書です。平成5年3月27日付で、広見が1億円、西野々が1,980万、三島が2,590万、それから西野々が1,980万、これ合計

してもこの予定の3億3,350万にはならないんですが、この4年度の補正予算（第3号）の中で、水道会計の中の企業債の借入れが計算が合わないんですけど。

○水道課長（上田 司君）

すみません。4年度の補正の借入れにつきましては、4年度の借入額でございます。今議員が申されました5年度の3月の分につきましては、もう既に発行された企業債でございますので。

○2番（兵頭 稔君）

5年の3月27日といたら4年度じゃないんですか。

○水道課長（上田 司君）

これは4年度の分になります。4年度に発行された分になります。

○2番（兵頭 稔君）

これも4年度ですか。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、直接ではなしに、議長を通じて質問してください。

○2番（兵頭 稔君）

これ水道事業会計補正予算（第3号）、令和4年度とこれ書いてあるんですけど、これは関係ないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

5ページの企業債の発行のところに予算額は3億3,350万と書いておりますけれども、そのうち、決算は1億6,620万であると。残りの部分については、1億2,660万は、翌年度に繰り越すということで、5年度のほうに借入れをするということになりますから、決算としては、先ほど水道課長が申しあげました金額になると、その差額であります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

同じ質問ですか。

○2番（兵頭 稔君）

ちょっと違います。

○議長（程内 覺君）

違いますか。

○2番（兵頭 稔君）

返済のほうなんです、大体企業債というのは、20年から30年というふうに聞いたんですが、この4年度に借りた1億六千何がしかは、令和6年3月25日に終わりますというふうに書いてあるんですが、これはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

この分がですね、起債の許可というのは、令和4年度に実施した分と、それから令和5年度に繰り越した分というものを一緒に実際には事業が終わりましたということでお金を貸してくださいということで借りると、そのうちの部分、これは決算の部分なんですけども、それを年度が変わったときに、借換えという作業をするんですよ。だから、この令和6年3月というのは、令和5年度中には借換えをしてという期限を3月25日に設定しとるということで御理解いただきたいと思います。

○2番（兵頭 稔君）

令和3年度の決算書を持つとるんですが、令和3年度の3月に借りた分については、令和16年に返還が終わりますと書いてあるんですよ。それとこれとどう違うんか、ちょっと説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

令和4年3月25日、令和3年度の分については、これは本借りということですね。今ほど申しあげました、全体の事業として1,530万を借りましたということで、これが過疎債を借りとりますから、12年後の令和16年3月、令和15年度の末にお支払いは完了しますという、ここが提示であります。その違いがございます。

来年度の決算には、令和4年度に借りました決算上の部分、3億3,500万のうちの決算額1億6,600万の分が、企業債であれば20年後の部分として出てくるだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問が3回になりますので、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

分かりました。はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

反対で行きます。

先ほど言いましたように、自己資本比率もできていますし、流動比率がまだ未定なので、やっぱり貯金にするというのが理想じゃないかなと思います。

それと、今年度の水道事業会計の現金のほうのお金を見ますと、3億幾らあるんですけど、そんな金もありますので、どうしても流動資金のほうへ回していただいて、自己資本金のほうへ組み入れはやめていただきたいと思います。反対です。

○議長（程内 覺君）

賛成の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

これで討論を終わります。

これから議案第70号、令和4年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（程内 覺君）

起立多数です。

したがって、議案第70号は原案のとおり認定することに決定されました。

日程第12、議案第71号、令和4年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

5ページの損益計算書の中で、8番の特別損失、その中の（1）の過年度損失修正損千五百三十何万、これの内訳と前年度の比較のほうを提示していただきたいと思います。

それと、15ページ、1款、1項、2目、経費の中の9番の委託料三千幾らの、これの内訳を教えてくださいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

那須保険介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

休憩をお願いします。

○議長（程内 覺君）

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時30分とします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

那須保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの質問のまず1点目の5ページの過年度損益修正損についてお答えをいたします。

今年度修正損が1,530万7,679円となっております。前年度については、206万7,662円ということで、今年度1,324万17円の増となっている現状でございます。その内訳につきましては、まず、はじめに、この令和3年度に計上した未収金よりも収入が少ない場合に過年度損益修正損として当年度の決算に計上をすることになっております。その内訳につきましては、入院費で904万7,062円、

そして外来のほうで613万6,078円という内訳になっております。

何でこれほど金額が大きくなったかということにつきましては、令和3年度の決算時の未収金の計上の折において、入院と外来の未収金も二重に計上していた箇所があったということを確認いたしております。そういうこともありまして、本来であれば、今年度これほど大きな金額でなければ、黒字、利益が出とったということも考えられますけど、そういったことも勘案いたしまして、今後におきましては、決算時における未収金の計上の仕方について、十分に留意をして、そういった二重計上等の誤りがないように注意をしたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、15ページの1款、1項、2目の委託料の内訳でございますが、この内訳につきましては、収益管理委託料が2,954万5,464円でございます。もう一つが、特殊建物建築物委託料49万円となっております。この特殊建物委託料につきましては、建築基準法の第12条第1項により、3階以上の階を有する病院は、毎年防火設備の定期報告を県に提出する必要があるために計上をいたしております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○8番（芝 照雄君）

今ほど答弁いただいた収益管理委託料とは、どういう管理委託料になるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

那須保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

これは病院のほうで、レセプトとか、そういったものの請求をする等において収益を管理するという目的の委託料でございます。

○8番（芝 照雄君）

いまいち理解できないんですけど、多分私が思うに、これ委託料なので旭川荘への委託料かなと思ったんですけど、その辺、間違っていれば、また指摘していただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

那須保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

芝議員のおっしゃるとおり、管理料は、愛媛南指定管理料の中に含まれております。以上です。

○8番（芝 照雄君）

そしたら、5ページの3番の医業外収益の中の（2）他会計負担金、これ一般会計

からの繰入れだろうと思うんですけど、これは毎年出されています。今の経営状況についてお答えをしていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が言われるのは、多分この1億9,400万が多いかどうかということなんでしょう。私、ちょっと分からないんですけども。

○8番（芝 照雄君）

すみません。毎年2億近いお金を一般会計のほうから北宇和病院のほうへ繰入れをさせているんですけども、何年か前に県から町へ譲渡されたときに、10億か、知らんけど、そういうお金がなくなってから、町からの繰入れで賄っている状況ですけど、今後、こういう状態が続くのか、それとも何らかの改善点を見出して、せっかく先生も1人増えたわけですから、何らかの診療科を増やすとか、そういうことをして、収益に向けて、少しでもこの繰入金を少なくできるような対策は、町として考えておられるのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

御心配をいただいております。本当にありがたいことであります。

前の答弁で申し上げましたけども、各自治体における行政といいますか、自治体立の病院については、ほとんどが赤字であるというところがありまして、何とかその金額を下げたいなという思いはありまして、今ほどおっしゃいましたように、先生を増やしたり、それから腎臓病に特化した先生を月に数回来ていただくということもしております。

あと、旭川荘さんとの契約というものが1つ大前提なんですけども、その中で、前から御指摘のあった医療機器、それから先生方、または先生方の住環境、それからそこで勤務をしていただいとる方々の勤務条件、そこら辺りもここ数年でなるべく効率的に、また、仕事をしやすいような形で必要な部分については、整備、再整備をしてほしいということをお話をし、少し借金のほうもさせていただいて、機器の整備をしとるという状況でございます。

1つの目安として、何とか2億まででできないかということをお頑張りおつもりではありますけども、ここ数年のコロナにおける、コロナの分の補助金もあったんですけども、それ以外の外来者数もやはり減少しておるとい状況があつて、本当に厳しい状況があると、これまで以上の努力が必要だなというふうにお考えしております。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

了承。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

ほか、質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

決算書の24ページに、平成4年度鬼北町病院事業報告書があるんですが、中ほどで、「令和4年度においても、当プランに掲げた経営指標に係る数値目標等の見直しを行い、経営の効率化に重点を置き、経営指標の数値目標を達成できるよう進めてまいりました。来年度は、公立病院経営強化ガイドプランを踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化プランを策定いたします」とありますが、令和4年度において、改革プラン、新改革プランのことなんですが、経営指標の数値目標を見直したとあるんですが、どういう数値目標なのか、この決算書の中で表れてないようなんですが、どのような見直しを行ったかについてに説明をお願いします。

それと、今年度のことなんですが、この「公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ」とありますが、今までは「総務省が示した公立病院改革ガイドプランを踏まえ」とあったんですが、それに代わるものなのか、この公立病院経営強化ガイドラインとは、どういうものなのかの説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

那須保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

この公立病院経営強化ガイドラインにつきましては、ちょうど今年度見直しとなっております。それで、今現在策定中ございまして、このガイドプランにつきましては、議会の策定が完成しましたら、議会のほうにも報告させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

すみません。まず1番目のほうの質問でございますけど、経営の指標の数値目標につきましては、外来とか、入院とかの患者数が主な指標であるというふうに考えております。

以上です。

○4番（中山定則君）

後刻でいいんですが、新改革プラン、令和4年度においての新改革プランの経営指標についての資料を頂きたいと思います。

それと、答弁で、公立病院経営強化ガイドラインと公立病院改革ガイドラインは、同じものなのか再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

那須保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

公立病院の経営強化ガイドラインを踏まえて、鬼北町の町立北宇和病院の経営強化プランを策定するということでございます。

○議長（程内 覺君）

改革ガイドラインと強化ガイドの違いを聞かれたと思うんですが。

○副町長（井上建司君）

公立病院については、国のほうから、5年に1回その計画を見直すようにというガイドラインが示されるわけですし、前回の公立病院改革ガイドラインから今年度新たに、ここで言う来年度ですから、今年度ですけども、今年度このガイドラインを踏まえて強化プランを策定しなければならないというようなことに国のほうから指示が来ておるということであります。

ガイドラインの内容については、細かい点、今から精査して見直すということですので、この場ではお答えできませんので、御了承いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号、令和4年度鬼北町病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定をしました。

日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りをします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定をしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和5年第3回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、全案件について、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

さて、前県議会議員の赤松泰伸先生が今月御逝去されました。赤松先生には、鬼北町行政各般にわたり、お世話になったわけですが、特に北宇和病院の指定管理委託について、2回目の委託期間5か年の期限が切れる令和2年度末に向けて、協議が難航

しかけたとき、当時の旭川荘理事長でいらした末光理事長と同じ愛光学園高校の御出身であったことから、指定管理委託の再延長について、赤松先生自ら、松山、時には岡山へ出向き交渉を何回も実施していただき、結果、先生の御功績もあり、現在の3回目の委託期間、3か年の契約締結に至ったものであります。

継続が決まったとき、赤松先生とお酒を酌み交わした喜びの一夜を今でも記憶いたしております。心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、令和4年度決算につきましては、本日様々な貴重な御意見をいただきました。さらに、町決算審査においても財政の健全化及び滞納整理で努力されたい、様々なプロジェクトごとのストーリー、つまり起承転結を明確に描き、プロジェクトの成形物を負債とならないよう、しっかりと資産として活用できるよう計画を進められたい。

特別会計では、地域医療の低下を防ぎ、経営努力されたい。公共浄化槽、農業集落排水事業の滞納について極力解消に努めることなど、御意見をいただいたところであります。

長期にわたる審査に対しまして、2名の監査委員に感謝申し上げますとともに、本日、議会の御意見もしっかりと受け止め、行政執行に携わってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和5年第3回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午前10時53分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）